

## 平成29年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成29年5月23日（火）  
午前 10時00分～12時00分  
場 所 奈良商工会議所 5階大ホール

【出席委員】（会長）久委員、（副会長）中澤委員、藤井委員

中野委員、増田委員、小泉委員、宮本委員、田中惟允委員、山本進章委員、池森委員（代理：市平氏）、池田委員（代理：松田氏）、徳田委員（代理：三上氏）、森川委員、高崎委員、田中俊雄委員、山本有子委員、行廣委員、米田委員

### 【議 事】

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

### 【その他】

奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

### **【久会長】**

それでは、議事に移らせていただきます。「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について」です。本案件につきましては、平成29年1月10日付で、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行ってきたところです。それでは、環境影響評価審査部会の藤井部会長より、その報告についてお願ひします。

### **【藤井委員】**

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書につきまして、平成29年1月10日付で奈良県知事から諮問があつたことを受け、環境影響評価審査部会では3月23日、4月21日に部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。詳細については、事務局より説明していただきます。

### **【事務局】**

(資料1～5に基づき説明)

### **【藤井委員】**

以上をもちまして、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について」の報告を終わります。

### **【久会長】**

どうもありがとうございました。冒頭1ページのスライドのところにもございますけれど、従来は方法書・準備書・評価書と順番で詰めていった訳ですが、法の改正がございまして手前に配慮書を一段階増やしているということでございます。これは計画が詰まれば詰まるほど変更がきづらくなるので非常に早い段階で重要なポイントに関しまして絞ってアセスをさせていただき、規模であつたり、あるいは位置であつたり、今後計画を進めていくにあたって非常に重要な件に関してのみ今回はアセスをしていただいているということでございます。我々の方も「今後こういう事に配慮してください」ということを今回の答申案の中にも盛り込ませていただくということでございます。それでは本案件につきまして報告いただいた内容に関し、審議をさせていただいて答申としてとりまとめたいと思いますので、どの観点からでも結構ですのでご意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

### **【森川委員】**

市町村会の副会長の立場から、どちらかというと事業者を擁護する発言に聞こえるかもしれません、お許しいただきたい。今回の手続きが1段階早い段階で洗い出しをする事はいいことだと思っています。評価をしていただき、変更に必要な点を早い段階で言っていただくと、実際にいいものができるのでそれは非常にありがたいことだと思います。欲を言えば手続きが変わると全体が遅れるという事だけは無いようにお願いしたい。きっと逆の思考でこのような手順になっているという風に思いますので、私どもからすると広域的な環境衛生組合に至るまで各市町村各地域の皆様方あるいは行政の方々はかなり努力して組み上げてきている内容だと思います。是非その観点でご指摘あればいただきたいと思います。た

だし最終的に長引けば長引くほど不利益を受けるのは市町村です。これは間違いございませんのでその辺のところはご承知していただきたい。その点から 2 点ほど詳細な内容で確認をさせていただきたい。資料 3 の 14 ページのところで、住宅地が近くにありました。景観と濃度ですが、濃度の位置関係からすると煙突を高く上げた方が濃度薄くなり、景観は悪くなるということです。相反する話でそのときに対象となるものは何かという話ですが、住宅地にとって濃度が高くなるという話と、景観は答申の内容からすると、名阪国道から多くの人が見るからそこからの景観を確保しましょうと言っているように見えます。その部分がちょっと視点がぼやけている。詳しく言いますと景観上は、走りながらの景観より歩きながらの景観のほうがよく目にとまるはずだと。歩道からの景色が全然書いてないよう見えて、そこのところは書きようがあるのではないかと思います。たとえば資料 3 の 16~19 ページは一点から見た景観です。普通は逆から考えるべきで、煙突の一番上から見えている範囲は逆にそこから見え、高ければ高いほど遠くまで見えます。それがルート上の大切な視点場から見えてしまうのではないか。それが 1 点目でございます。もう 1 点が、断層が書かれてあり、東縁断層帯ではないかと思いますが、それがあるかないか判断すると、この議論が飛ぶか飛ばないか一番最初の議論となり、もう少し煮詰めの作業も最初にすべきではないかと感じました。その議論はありましたでしょうか。

#### 【久会長】

景観は私の専門領域なので説明させていただきたいと思いますが、名阪国道を追加したのは非常に重要な視点場ではないかということで、今の予測点に加えて名阪国道からどう見えるかもプラスアルファで方法書以降の段階ではチェックしてくださいというお願いでございます。それから大気質と景観は矛盾していますが、今後 4 つの案の中で 1 つに絞っていくわけですが、私は景観のデザインをさせていただく立場ですので、高くても存在感をうまく周辺に合わせるデザインができるわけですので、今は高さのボリュームだけで審査しているが、デザインという観点が加わってきますと見え方が変わってきます。折衷案という形で今後は 1 つに絞り込んでチェックをしていくというように検討をさせていただいております。このあたり計画者がどうバランスをとって 1 案として方法書以降でチェックをしていくかというのは、我々も一緒に見定めていけたらと思っています。断層の件も重要な観点ですので断層があるからやめろという話になるかどうかというのも、今後方法書以降の段階でアセスがさらに詰まっていくので、その段階の中で今後きちんとした議論をさせていただくことになるかと思っております。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。評価をするときに評価の基準をある程度入れておいていただかないと事業者側が案を作りにくいという事があります。先生がおっしゃっていただいたように、相反する 2 つのもののどこかに着地点を見出す時に、デザインという一つの切り口を検討すれば、クリアできる可能性があるんだよということをこの場でご示唆いただいたということで、1 つの基準になるのかなという風にお聞きしました。

#### 【増田委員】

現地調査に参加させてもらい、起伏の結構厳しいところでした。この中で 3 点ほどお聞きします。たとえば景観のとこなんんですけど、私たちが春に見るものと冬に見るものでは景観が違うんじゃないかな

と思うところがありました。私が事業者さんに質問したところでは、デザインもお願いしましたが、もう少し周囲の景観にマッチしたデザインにしてほしいといった、ここに示されている部会意見に似たことも指摘させていただいた。景観のところでは、「人と自然との触れ合いの活動の場」ということでハイキングコースが近くにあるとお聞きしたのですが、その地点の眺望点も見えるのであればチェックしてほしいと考えました。意外と町の中には、それでいて自然が結構近くにあるようなところなので、緑を残してほしいのと、景観的に嫌だなという印象の強い建物にしてほしくないなということを感じました。それから大気質のところで気になった点が、配慮書の中に光化学オキシダントとPM2.5という数字が基準値を達成していないと書いていましたが、今後方法書にも記載してほしいのが、光化学オキシダント濃度の高い理由とPM2.5の高い理由を記載していないと、住民さんがこの地域が特にPM2.5が高いのではないかと思ってしまいますので、その理由を記載することが必要と感じました。もう一つ、私は環境分野を専門としており、色々な所のアセスをやっておりますが、その中で廃棄物処理場が多いのですが、ゴミの減量化が進んでいる中でごみ処理広域化が非常に大事なものである事はよく分かります。いろんな循環型のゴミの焼却場を作っていていただけるのであれば、たとえば人口が減少しているけど世帯は増えているのでゴミの量はそんなに変わらないという事が読み取れるんですが、この規模が本当にできるのか気になるところと、既存のゴミ焼却場は廃止されるのかどうかというところを教えていただきたいと思います。

#### 【久会長】

前半部分は方法書以降の段階でより配慮していただきたいと思います。最後のところは規模の問題ですね。省資源という工夫をしていけば量も変動しますけどそのあたりはより慎重にということと、現存する処理場との関係の質問かと思いますがこのあたりは事務局の方からフォローしていただければと思いますが。

#### 【事務局】

予定されている焼却施設の処理能力は先ほども言いましたとおり10市町村の最大値を計算して計画されております。今後人口の減少とかリサイクル技術の向上とか変動することはあるが 現段階では10市町村の現在の状況を踏まえての計画となっています。既存施設については焼却施設ができましたら廃止されます。

#### 【事務局】

すこしだけ補足しておきます。今回の配慮書の対象として現状のゴミの量を最大値として想定しているだけであって当然今後人口とゴミの減量化のトレンドを求めながら、必要な規模を今後事業者が設定される。これは事業面で設定されます。それとあと10の市町村ですけど、すでに閉鎖しているところもありますが、煙突が7つくらいあると思います。それが1本になるものとご理解いただけたらいいと思います。

#### 【宮本委員】

先ほどの話に関連しますが、全国的にゴミ処理施設は広域化してきており、複数の市町村で使うとい

うことが進められている中で、本来だったら 1980 年代 1990 年代とゴミのリサイクル・リユース・リデュースの中で減量化してきたものが広域化によって大きい施設ができると減量傾向が鈍化するとか、逆に増えるという傾向があつて全国的に問題になっているなかで、奈良県はこの話が出てきた。単純に大きい処理施設ができると、また遠方に出来ますと、市町村の立場から見れば身近にごみ処理施設がなくなる訳で、住民本位あるいは市町村役場本位のごみ減量化が遠ざかってしまう心配は無いのかと思います。煙突 1 個になって環境がよくなる話。そう単純では無いように思いますが、その点はどう考えるのか。要するに焼却ゴミの量を減らすという方向に、この施設が向かっていくのか。私は平群町に住んでいますが当初 11 市町村の計画だったのですが、平群では焼却炉はあと 20 年使えるじゃないか、20 年の間にゴミの減量化を図れば、将来的には民間委託する方向に至ったとしても、この施設に入らなければ減量化も進むし、経済的にも効率が良いのではないかという議論もあって離脱したという経過があります。斑鳩町では徹底的にゴミの分別収集を進め、本当に住民の意識も向上しています。講演会をしても弁当はみんな持ち帰り、家で洗い、分別しています。徹底すれば焼却施設を持たなくとも住民の方がやってくれる。そのへんはどうなのか聞きたい。資料 3 の 5 ページで進入経路が 860m と思うのですが、天理市の市道 611 号線を搬入路にした場合、渋滞を起こすことが無いのか心配です。私も現地を見に行かせてもらって、かなり高スピードで走る道路でしかもカーブがあつたり坂があつたり、渋滞車列ができると非常に危険だと思ったのですが、その辺の見通しや搬入車両をどのくらい一時に集まるかを明らかにしていただきたい。2 点目が、環境という点から、雨が降った場合に雨水をどこかへ放流すると思うのですが、近くを流れている高瀬川・檜川というのは農業用水としても取水していると思うんですが、そこに雨水を流すことによって影響は無いのかということを明らかにしていただきたいです。

それから大気質と言うことでお聞きしたいのですが、近くに山辺小学校・櫟本幼稚園・櫟本小学校・添上高校等の文教施設があります。こういったところに大気の例えれば谷筋の気流が変わることによって排出ガスの濃度がどう影響するのか、調査が必要だと思うんですがそのあたりのことをお聞きしておきたい。景観文化遺産という点で言いますと、先ほども話がありまして、天理市教育委員会協議ということなんですが、ここにも書かれてあるように万葉の森とか東大寺山古墳群とか赤土山古墳・石上大塚古墳・ウワナリ古墳などがある元で発掘調査がきちんと行われていることを明らかにしていただきたいと思います。最後に住民への説明がこれ充分になされているのかという点が気になります。1 回しか実施されていないと聞きますが、その認識でいいのか、今後どういう規模でされるのかということをお聞きしたい。

### 【事務局】

まず今回の環境審議会でご審議いただく配慮書の範疇の問題と、事業の実施あるいは効果の問題はテーブルを分けて整理する必要があると思います。事業は組合の方で今後計画的に進められます。その過程において次の段階で先ほど会長より発言のありました方法書はアセスの実施の計画書です。かなり詳細にどのようにアセスをするか決めていきます。この方法書においてもこの審議会においてご意見をいただいて知事が意見を述べるそういう枠組みでございます。それと事業の実施について、考え方だけを申し上げますと、この配慮書からは離れてください。別の話なんですが、広域化というのは委員もお述べのとおり過去にダイオキシン問題等々がありまして環境面からの観点で、小規模な施設にかなり厳しい環境面の問題が過去にはありました。奈良県の場合は現状、一部閉鎖しているところもありますが

25 ぐらいあります。今回の10市町村と加えて各地域でも広域化を進めております。だいたい4ブロックぐらいで進めております。早いところでは御所・田原本・五條がオープンするわけですが、これらの広域化が進みますと25本の煙突が14本になるというのが今の計画でございます。かつて平成10年3月に奈良県で広域化の計画というものを作っております。そのときは6ブロックで計画を作っております。奈良県の百数十万の人口規模で考えたら6ブロックぐらいが良いのではないかというのがありまして、それは事業がその当時は進捗しておりません。市町村合併が進まない中で、現状で何ができるのかという中で県と市町村がいろいろ話をしながらこのようになってきました。

もう一度繰り返しますが、アセスの観点で申し上げますと今回の配慮書の案件でしたら7本が1本になる訳です。では7本に対するアセスはどうか、これは規模が小さいですから立て替えるとすれば条例アセスは必要が無いということになります。今回規模が大きくなるから条例アセスをして配慮書の段階でご審議いただいています。今回、配慮書の審議と事業の住民説明でありますとかいろんな大気の動向とか説明は別としまして、大気、水質、振動といった調査項目は方法書のなかで明らかになって参りますのでその辺ご理解いただきたいと思っております。

#### 【久会長】

ありがとうございました。私の方から念を押すことでは無いと思いますが、先ほどのご質問の中でまだ処理方法も決定しておりません。今後、そのあたりも詰まっていく中でより詳細な様々な項目のアセスは方法書の中で出て参りますので、その段階でまた様々な気になる点をチェックしていただければなと思います。

#### 【宮本委員】

気になる点は早めに出しといた方がいいと言うことでしたので、今の時点で気になる点を申し上げたので対応をしっかりとしていただきたいと思うのですが、7本の煙突が1本になるということで言いますと、7本分のリスクを一ヵ所に負担を押しつけるようにならないかと思うわけです。斑鳩町の取り組みを聞いておりますと、究極的には焼却ゴミは0にできる、リサイクル・リユース・リデュースをはかれば煙突がいらなくなる。でもこれは身近な小規模の自治体で身近な行政が主体的に取り組んではじめてモノにできるということを、よく学ばせていただきました。広域化で遠い平群町・三郷町から見れば東の方に遠い天理の地にゴミがいくということになると、身近な住民の取り組みにはなかなかにくくなる。煙突が0にできる条件があるのに、太い1本の煙突ができて負担を押しつけることになりかねない点でゴミ行政のあり方を考える必要があるのではないかと私は思いましたので、意見として申し上げたい。住民の説明会は1回は行ったと言うことですね。

#### 【事務局】

住民説明会は開催されております。今後方法書・準備書の段階につきましても住民説明会は開くことになっておりますので、環境影響評価の観点から住民説明会は開催されます。

#### 【宮本委員】

最後に1点申し上げますと、私も現地を見に行かせてもらって白川ダムの公園が平日賑わっていまし

た。周辺はジョギングハイキングコースがあって、ランナー・ハイカーがたくさんいて、釣り人がたくさん来られていて非常にいい地域だと、地域の人から愛されているということで言いますと、十分な環境への配慮が必要だと思いますし、地域住民の皆さんもその辺も含めて自分たちの住環境だけでは無くて奈良県が誇る美しい景観環境面で、いろんな心配をかけていると思いますので、その声をしっかりと受け止めていく必要があると思います。

【森川委員】

今の宮本議員の論点に一つだけ私の方から村長として発言させていただきます。斑鳩町の事例でゴミは0にできるということをおっしゃって、身近な行政で働きかけが必要だということはよくわかります。私どもの村は斑鳩町より規模は小さいですし、環境に関する関心度は高いと思います。そうであっても、100年たってもゴミを0にするのは今の技術ではできない。生ごみと農地を管理していってもそれはできないです。100年先に目指すべき方向は分かれます。しかし、今のゴミを今後50年間の施設でどうやっていくのかというのは、できるだけみんなで負担しながら、一番ゴミの環境を犯さない形で努力するということも評価をいただければと私は思います。広域化が全く意味は無いということは当然おっしゃってないと思いますし、別の視点でも努力していくということは非常に必要だと思いますが、その部分は併せてご検討をお願いしたいなと思っております。

【久会長】

今までの論点を私の方で再度整理させていただきたいと思いますけど、先ほど斎田局長の方からも整理をしていただきましたように、事業としての論点と、環境影響評価としての論点というのがありますので、その説明の方も事業としての説明と環境影響評価として説明があるわけです。今回は環境影響評価としての説明ととらえていただきたい。公共施設というのは事業するのも行政、環境影響評価をするのも行政ということで混ざり合ってしまうのですが、もう一度環境影響評価として事業の内容をチェックさせていただければなと言うように思います。もう一つ。ゴミの減量も実は別の項目としての環境審議会の重要な観点でございますので、今回では無くて今後処理施設の広域化に伴うゴミの減量の状況というものをどのようにしていくのかは今後検討する必要もあるのかと思いますし、先ほどもありましたように身近なものほど生活者へのフィードバックが効く。それが大きくなり、遠くなってしまうとフィードバックが弱くなる事がございますので、広域化になった段階でもいかにフィードバックができるかというのを今後別のところで検討させていただくのがこの審議会としての案件でもあろうかと思います。

【増田委員】

資料3の11ページの2番目ですが、ここに自主的な公害防止基準値を設定する計画ですが、実際に計画目標値は方法書に記載すると書いてありますが、計画目標値は載っていないと思われますが、今後掲載されるのか教えていただきたい。

【事務局】

大気質の規制値は配慮書の11ページの真ん中あたりに公害防止計画が示されています。その中で表2-2-4-1 この基準よりも厳しい設定をされる計画と聞いています。ただし、さらに厳しい基準というの

は有識者の委員会で決められると聞いておりますのでそれを踏まえて事業者としては方法書に記載するということです。

【田中惟允委員】

会長から知事へ答申をしていただくということで資料5がありますが、書く必要が無いとえば書く必要が無いようなことですが、2番目のイで「計画建物の形状、デザインについて、周辺の環境に配慮したデザインとし…」と記載されていますが、ご説明いただいた資料を見ますと、単色で非常にわかりやすい色を使って説明をしていただいているので、現実に出来る色はこんな色ではないと思うが、「1色にしてしまわないで多色のもので作るよう」いう意味の文言が記載されればなおわかりやすいかなという風に思いましたので、追記できないでしょうかというおたずねをさせていただきます。

【久会長】

デザインという観点の中に含まれていると思いますが、単色がいいのか多色がいいのかは、やはり形状の問題も出てきますので、わたしたまたまデザインをしますので、だから多色がいいのかどうかというのはここで書いてしまうと、デザインの方向性を決定してしまうので、ちょっとそのあたりまで踏み込むのは勇み足かなと思います。

【田中惟允委員】

ありがとうございます。西の方から見ましたらね、シャープの工場があって、その後ろに立つことになります。建物の上の方が見えることになると思いますが、シャープさんは単色で工場を造っておられますので、「煙突の建物を建てたのかな」という風な感じに受け取られる可能性があると思いますので周辺への配慮という意味からすると、新しい建物がシャープさんのものではないと明確にしてあげた方がいいのかなと思いますし、迷彩色とは申しませんけど、大和平野の方から見れば煙突は杉や檜やら山の木の色になじむ感じがいいのかなと思いますので。単色だとあえて「あそこに煙突があるな」とより明確にしてしまうことになるのかなという気がしたので申し上げました。

【久会長】

方向性をかなり規定してしまいますので、緩やかな「デザイン」という形で納めさせていただけたらなと思います。ほかに何かあるでしょうか。

【中野委員】

私も先日、現地を見に行かせていただきました。今回まとめられた内容は、「そうだな」と確認することができるものです。先に宮本委員からご発言があった交通の便に関連して、現地で視察した際に、敷地内の車の走行について、「2つの導入路があるからそこを両方とも有効に使えたらしい」ということも話にあがっておりました。今回は、同じところから出入りする計画が示されていますが、今後は、そうしたこと反映されていくのでしょうか。また、視察時にもう一方の処理施設についていろいろ気になりました。そちらの施設については、今後、この場で議論されるのでしょうか。

**【事務局】**

まず、敷地内の大型車、パッカー車の通行のことですが、事業者もまだそこまで考えてなくて今後は有識者等を踏まえてどの方向から入るのが良いか。特に市外から10トン車という大型車がありますからそれは考慮されると聞いております。もう一つの焼却施設とは別の粗大ゴミリサイクル施設これにつきましてももちろんアセス対象事業実施区域ですので検討されると聞いています。

**【久会長】**

今回はたまたま焼却施設側の位置・規模での配慮書を作っていただいておりますけど今後は両方の施設共々方法書以降では出てくると理解していただきたい。その他いかがでしょうか。さまざまご意見をいただきましたが「今後、方法書以降でこういう観点をご配慮ください」という内容かと理解させていただきましたが、それでよろしいでしょうか。具体的にはお示しさせていただきました資料5にございます答申案の内容で知事に答申をさせていただくということで異議ございませんでしょうか。それでは答申としましてはこの配慮書に対する意見については資料5のとおりとさせていただきまして、先ほど様々承りました意見は方法書等に配慮していただくと言うことで事業者の方にフィードバックをしていただけたらと思っております。

私の方から一点。増田委員のご指摘の中で春夏秋冬の景観シミュレーション写真の話がございましたので、1年通じて写真を撮っておかないとシミュレーションができませんので、春夏秋冬の現況写真の撮影をしていただく事も事業者の方にお返しをいただければと思います。審議案件は以上とさせていただきます。

次の報告事項に移らせていただきます。

その他案件として、「奈良県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更」につきまして、事務局の方からご説明お願いします。

**【事務局】**

(資料6,7に基づき説明)

**【久会長】**

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

**【市平氏（池森委員代理）】**

P C B廃棄物の適正処理ということで、近畿経済産業局としても経済産業本省と連携を行いながら本年度事業者向けのセミナーやホームページを通じた周知啓発を行っていく予定です。セミナーの方日程はまだ決まっておりませんが、決まり次第奈良県にもご報告しますのでよろしくお願いいいたします。

**【久会長】**

ありがとうございます。他何かございませんでしょうか。

それでは、これにて本日予定しておりました案件は全て終了させていただきました。